

江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針 (案)

令和7年4月

江別市

江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針は、「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱（令和４年３月８日施行）」に基づき中核機関を設置するにあたり、中核機関の運営上の考え方や事業実施の方針を明確にすることで、中核機関の効果的かつ円滑な運営に資することを目的に策定する。

１．中核機関設置の趣旨

江別市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の適切な利用その他権利擁護に係る支援のため、成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置する。

２．中核機関の運営

（１）設置及び運営

設置主体は江別市とし、事業の運営は前条の中核機関設置の趣旨に基づき、権利擁護活動や地域福祉活動を専門的に行っている団体に委託する。

（２）事業計画の策定

中核機関設置の委託を受けた団体（以下「受託団体」という。）は、毎年度、中核機関の業務に関する事業計画を策定し、市に提出する。

（３）業務の記録

受託団体は、中核機関の業務の実施状況等を適切に記録するとともに、市が必要と認める場合は、当該記録を市に提出する。

（４）実績報告

受託団体は、中核機関の業務の実施状況を取りまとめ、月毎に所定の方法により市に報告する。

（５）業務の見直し・改善

受託団体は、より適切な支援の実現を図るため、自らの業務の実施状況を随時評価し、業務の見直し・改善に努めるものとする。

３．中核機関の業務

（１）地域連携ネットワークの運営

ア 権利擁護支援が必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資するため、家庭裁判所及び成年後見制度に関わる専門職団体や関係機関、地域の関係者等と連携する地域連携ネットワークを運営する。

イ 中核機関は、地域連携ネットワーク協議会を設置し、本人とその支援者をバックアップする。

(2) 普及啓発・利用促進

成年後見制度を正しく理解し、だれもが安心して制度利用できるよう市民向けリーフレットやホームページを活用するほか、講演会の開催や判断能力が十分ではない人に接する機会が多い民生委員や自治会、福祉・医療関係者等を対象とした研修会の実施など、様々な方法により制度や相談支援窓口に対する市民の認知度の向上を図る。

(3) 相談対応及び利用支援

ア 成年後見制度その他権利擁護支援に関する総合相談体制の充実を図り、適切な制度利用や支援につなげていく。

イ 制度利用を必要とする人や支援者に対する相談対応、申立書及び書類の作成に関する助言などの利用支援を行う。

ウ 相談対応等は、親族後見や任意後見を含めできるだけ幅広く対応することとする。

エ 適切な制度利用や権利擁護支援につなげるため、地域連携ネットワークを活用し、地域包括支援センター・障がい者支援センターなどの相談支援機関及び専門職等との密接な連携及び情報共有を図る。

(4) 市民後見人の育成・活躍支援

ア 市民後見人が安心して活動できるよう、市民後見人養成講座の開催や定期的な研修の実施、市民後見人の活動状況の把握と適切な助言・指導、市民後見人と専門職や関係団体との連携及び調整などを通じて、市民後見人の育成・活躍を支援する。

イ 後見活動の担い手である市民後見人の役割を、広く地域に知ってもらうようホームページや出前講座を通して周知する。

(5) 市民後見人候補者の登録・管理

市民後見人の円滑な受任を支援するため、市民後見人候補者の名簿を登録・管理し、追加や脱退等がある場合は、遅滞なく更新する。

(6) 受任調整

中核機関が利用支援を行う案件において、後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の受任候補者が決定していない場合、外部の有識者等により構成する受任調整会議を開催し、成年後見人等の受任調整を行う。

(7) 成年後見人等の推薦

ア 前項の受任調整会議の結果を受けて、中核機関は家庭裁判所に対して、成年後見人等の候補者の推薦を行う。

イ 候補者の対象は、専門職及び法人並びに市民後見人とする。

ウ より適切な成年後見人等の選任に寄与するため、候補者の推薦と合わせ、支援対象者の状況や必要な支援内容等について家庭裁判所へ情報を提供する。

(8) 成年後見人等への支援

ア 親族後見人をはじめとした成年後見人等が安心して適切に後見活動に取り組めるよう、相談支援窓口を明確化するとともに、成年被後見人等や成年後見人等を支援する身近な「支援チーム」結成の支援・調整を行う。

イ 親族後見人等が、知識や経験不足により不適切な事務を意図せず行わないよう、家庭裁判所等と連携しサポートする。

(9) 家庭裁判所との連携

中核機関の運営には、成年後見制度の運用を担う家庭裁判所との連携が不可欠であることから、中核機関は家庭裁判所との密接な連携体制及び信頼関係の構築に努める。

(10) その他

前記(1)～(9)のほか、成年後見制度の利用促進に関し必要な事業を実施する。

4. その他中核機関の運営に関して必要な事項

(1) 組織的な体制整備

中核機関は、制度利用が必要な人やその親族等支援者のみならず、地域包括支援センターや障がい者支援センターなどの専門機関に対する相談・支援機能を発揮することが求められることから、専門的な相談に対応できる人員を配置するとともに、業務知識や手順等の明確化・共有化に努め、安定的な支援体制を組織的に整備する。

(2) 成年後見制度に関する各種支援事業等の活用

親族の有無や経済的な事情等により、成年後見制度の利用に支障がある対象者に対し、市長申立や成年後見制度利用支援事業など、各種支援事業を活用して適切な利用に結びつくよう努め、**制度の利用を促進する。**

また、各種支援事業の円滑な利用のため、審査・手続に必要な情報提供や書類作成の支援など、市を始めとした関係機関との密接な連携を図る。

(3) 成年後見制度以外の権利擁護支援・福祉事業等との連携

江別市社会福祉協議会が運営する日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業などの各種事業や、市や地域包括支援センター、障がい者支援センターなどの各種関係機関が実施・運営する権利擁護支援や福祉に係る取組など、様々な支援制度等との連携により、総合的な支援の実施に努める。

(4) 事故等の防止及び事故等発生時の対応

ア 中核機関は、中核機関の職員が常に高い倫理観を保持して職務に取り組むよう綿密な指導や体制整備に努め、また、業務の相互チェックや監督等に関する適切な仕組みを構築・運用し、事故等の発生を防ぐよう努める。

イ 万が一、事故等が発生したときは、市を始めとした関係機関に遅滞なく報告するとともに、被害の回復や再発防止等に向けた適切な措置を講じる。

(5) 情報管理

市民後見人の登録・管理及び支援対象者の相談・支援等を通じて得た個人情報等について、個人情報保護法その他関係法令に従い適切に管理する。